

会議名	港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託 第1回事業候補者選考委員会
開催日時	平成27年8月21日（金曜日）午後2時から午後4時まで
開催場所	区役所5階 産業・地域振興支援部会議室
委員	港区産業・地域振興支援部長 安田 雅俊 港区産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長 加末 順也 港区産業・地域振興支援部産業振興課長 有賀 謙二 港区産業・地域振興支援部観光政策担当課長 重富 敦 一般財団法人港区国際交流協会英語講師 大島 さくら子
事務局	地域振興課国際化推進係
傍聴者	なし
会議次第	1 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考委員会の設置について 2 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者募集要項（案）について 3 事業候補者選考基準（案）について 4 プロポーザル実施スケジュール（案）について 5 その他
配付資料	[事前配布] なし [席上配布] 1 資料1 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考委員会設置要綱（案） 2 資料2 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考委員会委員名簿（案） 3 資料3 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者募集要項（案） 4 資料4 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託仕様書（案） 5 資料5 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務事業候補者選考基準（案） 6 資料6 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託採点基準表（案） 7 資料7 様式（案） 8 資料8 プロポーザル実施スケジュール（案） 9 参考資料 マニュアル（例）

会議の結果及び主要な発言	
事務局 委員長	<p>1 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考委員会の設置について</p> <p>(事務局から資料 1 及び資料 2 説明) ～詳細省略～</p> <p>委員の皆様には、本日事務局から委嘱状をお渡ししております。この議題について、何かご意見等ありますか。</p> <p>それでは、委員の皆様よろしくお願ひします。次の議題に進みます。</p>
委員長	<p>2 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者募集要項(案)について</p> <p>(事務局から資料 3 及び資料 4 説明) ～詳細省略～</p> <p>この内容でよろしいかどうか、改善点等ご指摘がありましたらお願いします。</p>
A 委員	<p>予算規模についてですが、この 200 万円というのは、超えてはいけない金額ですか。</p>
事務局	<p>はい。超えてはいけないという趣旨で記載しています。</p>
A 委員	<p>それでは記載の仕方として、200 万円「程度」ではなく、「以内」とした方がよいのではないのでしょうか。「程度」というと曖昧で、金額を超えてしまう可能性があります。</p>
事務局	<p>それでは、「以内」とさせていただきます。</p>
A 委員	<p>次に、参加資格要件についてですが、区外事業者は 5% 減点で採点すると規定されています。これは、何に基づいているのか、明記した方がよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>根拠を明記するようにします。</p>
A 委員	<p>契約について質問です。単価契約と総価契約が混在するということですが、例えば 50 万円を総価契約とされている報告書について支払った上で、残りは何式実施したかによって金額を上乗せする契約という理解でよいのでしょうか。そのような契約は可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。また、そのような契約は可能です。当係の他の事業でも、報告書の作成が総価契約、イベントの実施が件数に基づく単価契約となっている例があります。</p>
B 委員	<p>委託事業者として想定しているのは、どのような事業者なのでしょうか。類似事業の業務実績の例として、「外国人に外国語で日本の文化を紹介する通訳、翻訳業務等」との記載があります。例えば、広告事業者が外部発注で多言語化したものを製作したという実績があった場合は、該当するのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業者が多言語化に直接関わっているわけではないため、その場合は該当</p>

<p>B委員 事務局</p>	<p>しません。 それでは、「直接」という文言を追記してはいかがでしょうか。 そのように追記します。</p>
<p>C委員 事務局</p>	<p>今回の選考では、正確に翻訳ができる事業者なのか、サービス全体をうまくこなすことのできる事業者なのか、どのような事業者を選びたいのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の選考の提案書においては「あんこ」が例となっていますが、この事業は、そのような日本の伝統的なものを、日本についての予備知識のない外国人の方に対しても、きちんと内容を整理し、上手に説明できる英文を作るというものです。ですから、ただ正確な英訳というだけでなく、きちんと商品の中身を取材したうえで、斟酌できる能力が第一に必要なと考えています。そして、そのためには店舗でのヒアリングが重要になるため、ヒアリングの姿勢、店舗側の思いを汲み取れる能力というものが第二に必要なと考えています。</p>
<p>C委員</p>	<p>ヒアリングからマニュアル作成、シミュレーション講習まできちんとこなせる翻訳業者はいるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>調査したところによると、そのような翻訳業者はいます。ただ、それほど多くはありません。</p>
<p>D委員 事務局</p>	<p>調査したのは、通訳業者ですか、翻訳業者ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>通訳業者と翻訳業者の両方です。やはり、日本の文化的な背景を斟酌するという点で、一定の能力が必要になります。翻訳と通訳のどちらもこなすことができる、ある程度キャパシティを持った事業者を想定しています。</p>
<p>D委員</p>	<p>通訳と翻訳のどちらもこなすことのできる事業者が、英語を教えられるとは限らないですね。通訳と翻訳ができることと、レッスンができることは別だと思いますが、事業者は全てをこなす必要があるということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。講習は、店舗にお伺いして、マニュアルを使ったシミュレーションを行うという内容になりますが、事業者はヒアリングから講習までの一連の流れをこなすということになります。</p>
<p>D委員 事務局</p>	<p>講習は、15分でできるものなのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当事業は前例のない事業だということですが、品川区では先駆的に「英語少し通じます商店街プロジェクト」という事業を行っています。その事業においても、買い物客役の外国人が店舗に伺ってやりとりをするのですが、時間は15分だということです。あまり長すぎても店舗側の負担になってしまいますので、最短で、マニュアルを定着させるための時間という観点から、15分に設定してあります。</p>
<p>D委員</p>	<p>1店舗につき1商品ということなので、1商品にフォーカスすることですね。講習は、「いらっしやいませ」から「ありがとうございました」までやりとりをする流れですね。その中で説明も加えながら、15分とい</p>

	うことですか。
事務局	はい、そうです。
A委員	時間については、私も気になっていました。ヒアリングが30分から1時間程度、講習が15分程度とありますが、これを決める必要はあるのでしょうか。選考委員会のプレゼンテーションの中で、事業者が提案してくる可能性もありますし、募集の段階でこちらから区切る必要があるのか、疑問です。15分は短すぎるのではないかと懸念があります。
D委員	ヒアリングは事業者が店舗に伺って行うということですが、アンケートを実施する等、事前にできることもありますよね。事前に情報をつかんでからヒアリングを行う方が、いきなり当日にヒアリングを行うよりも効率的だと思うのですが、そのような事前の時間の使い方等も含めて、事業者次第ということですよ。
A委員	店舗の負担軽減のため、この時間にしたいという趣旨が大きいのでしょうか。
D委員	講習の時間については、「いらっしゃいませ」から最後まで行うのか、商品についての部分のみ行うのか、どの程度やるのかということにもよると思っています。
委員長	講習の時間設定等についてご意見、ご指摘がありましたが、いかがでしょうか。区が、発注する立場から時間を短く設定してしまうのではなく、受注者が提示してくる分には、それ以上でよいのではないかと、という指摘ですね。事業で店舗によりサービスを提供することと、より多くのよい事業者がこのプロポーザルに参加してもらうことを両立させるためには、限定しすぎていないかということと、条件が厳しすぎないかということの両方を考える必要があります。
D委員	50店舗行くのであれば、実際15分というのが限度というところなのではないでしょうか。
事務局	そうですね。皆様のご指摘のとおりだと思います。そこで、講習の時間を15分ではなく、ヒアリングと同等の30分から1時間程度を目安とするというのはいかがでしょうか。自らこの事業に手を挙げてくださる店舗であれば、1時間という長さでも、前向きに取り組んでいただければと思います。しかし、基本的に個人商店なので、あまり長い時間をとるのも負担になりますから、1時間程度というのが上限になると思います。
D委員	講師の立場からすると、15分と1時間では拘束時間を含め、プランニングが全く変わってきます。15分であれば気楽さも多少ありますが、そのような短い時間でどこまでできるのだろうという心配がありますので、30分程度ということではいかがでしょうか。
委員長	それでは、中間というところで、講習を30分とするということではよろしいでしょうか。 (全委員異議なし)

A 委員	疑問があるのですが、マニュアルのカスタマイズ方法として、英語にカタカナをふるということは、一般的にできるものなのでしょうか。
D 委員	それは可能だと思います。ただ、そうするとカタカナを頼って読んでしまいがちです。カタカナ英語が通じるかどうかという懸念もあります。
委員長	店舗の方にもよると思いますが、確かに TH や R と L 等、難しい発音はたくさんありますね。
D 委員 事務局	実施予定の 50 店舗というのは、すべて個人商店を想定しているのですか。基本的な想定としてはそうです。商店街を中心ということですから。区内には 3,000 店舗近くありますが、その中の 50 店舗ということですか。
D 委員 事務局	飲食店というより、物販を想定しているのですか。 どちらも想定しています。例えば、寿司屋や蕎麦屋です。港区の商店街連合会の理事会で当事業を紹介させていただいたところ、この事業の利用を検討してくださっている店舗の中に、蕎麦屋がありました。
C 委員 事務局	「日本文化」に関わる店舗ということですね。 はい。多言語のメニューを作成するサービスであれば、既に東京都や民間の企業等によって実施されています。もっと深いところを説明したいという店舗が、この事業に手を挙げてくださっています。
D 委員 事務局	例えば蕎麦屋において、1 商品というのがイメージしづらいです。ある店舗で「蕎麦」というものについてマニュアルを作ったとすれば、他の店舗でも共有できますよね。店舗ごとに商品を出してもらおうとしても、共通する部分は出てくるのではないのでしょうか。どういった基準で「1 商品」とみるのでしょうか。 ケースバイケースだとは思いますが。例えばある店舗で、「その店舗ならではのこだわりの蕎麦」というものについて説明し、その中で『更科』や『十割』があります」というように、バリエーションとして商品を説明するのであれば、1 式になります。そうではなく、「更科」1 つについて説明がしたいということになれば、「更科」だけで 1 式ということになります。別の例で、「〇〇最中」というものを説明するのに、「〇〇」と「最中」について説明する、これもまた 1 式です。
A 委員 事務局	例えば蕎麦屋でも、「おかめ」「きつね」「たぬき」いろいろメニューがある中で 1 つを選ぶというのは難しいですね。 確かにメニューの 1 つ 1 つを同じボリュームで説明するとなると、商品の数＝〇式となってしまいます。できるだけ店舗の要望にお応えしたいと思いますが、50 式ということで予算が限られているので、調整をさせていただきたいと考えております。
A 委員 事務局 委員長	1 店舗につき上限はなく、何式でもいいのでしょうか。 それは全体を見て、調整させていただきたいと思います。 「複数できる」とすると、どの店舗も上限までやりたいと考えるのではな

	<p>いでしょうか。50店舗に広げないのであれば、1店舗あたり2商品以上としてもよいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。ある店舗の店主さんが、「〇〇最中」という商品について、既に英文を作り、説明しているそうなのですが、全く通じないとおっしゃっていました。まず、「〇〇とは何？」から始まり、「〇〇の所以は？」とどんどん派生していき、説明しきれなくなってしまうそうです。</p>
<p>委員長</p>	<p>作成したマニュアルですが、これは公開するのですか。それともその店舗にのみ帰属するものなのですか。店舗の企業秘密等が含まれる場合もありますよね。公開したくないという店舗もあるのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的に著作権は区に帰属するので、作成したマニュアルは公開させていただきたいと考えておりますが、企業秘密を含むというような公開できない理由がある場合は別です。また、事業者は50店舗を回って様々なやりとりをする中で、日本文化をいかに分かりやすく簡潔に説明するかというノウハウを身に着けることができるはずです。その極意について、契約方式では総価契約となっている実施報告書にまとめてもらうのですが、こちらについては公開して、共有していきたいと考えております。</p>
<p>C委員</p>	<p>その情報は他の部署や事業においても、大変有益なものになりそうですね。</p>
<p>D委員</p>	<p>店舗が提供したもので作られたマニュアルの著作権が、港区に帰属するということですのでよろしいのでしょうか。店舗は単独で使えないということになりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>区としては、店舗にはどのように使っていただいても構わないと考えます。ある店舗のマニュアルを、他の店舗に使っていただいてもよいと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>著作権が区に帰属すると言ってしまうと、抵抗のある店舗もあるのではないのでしょうか。あくまでも店舗の協力を得て作成したもので、店舗のものではあるけれど、区も使わせていただくという条件であれば、問題ないのではないのでしょうか。</p>
<p>D委員</p>	<p>執筆の例でいうと、書いたものの内容は執筆者に属するけれど、それを販売する権限は企業が持つということです。今回のケースでいえば、内容は店舗のものだけれど、作ったものを使う権限は区が持つというようにするのがよいかもしれません。著作権の問題は、何かを作る人にとっては、大事な問題だと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>受託者の作ったマニュアルが区に納品され、もともとの情報提供者である店舗は、それを自由に使うことができますね。しかし、区がそれを公に、他店舗等も自由に使うことができると宣言してしまっはいけないということですね。他店舗等も使いたいといった時には、区に必ず許可をとる、このような形式であればよいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうすると、区はマニュアルを利用する権利を店舗からいただいて、それを行使するということになりますね。そして、もし他店舗等がそれを使っ</p>

	<p>て何かをしたいというのは、二次利用になりますね。区は利用する権利を持っているので、二次利用の許可を求められた際には、著作権を持つ店舗に確認をとらなくても判断できるということになるのでしょうか。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>これは非常に重要な議論となりましたね。</p> <p>それでは今の内容をふまえ、法律の関係をきちんと調査し、照らし合わせながら、著作権について仕様書に記載したいと思います。文言や書き方については、事務局で検討します。</p>
<p>委員長</p>	<p>仕様書だけを読むと、「マニュアル」というものがどのようなものか分からなかったのですが、参考資料を見て、店舗にとっての「オーダーメイド」だということで、イメージがわきました。</p>
<p>D委員</p>	<p>分量については、共通のマニュアル、オーダーメイドのマニュアルともにA4で1枚というようなイメージになりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。あまり多すぎない分量として、そのイメージです。</p>
<p>C委員</p>	<p>このスケジュールでいくと、実際に契約し、事業として動けるのは3か月半くらいということになりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。この予算ですと、通常は入札方式になる案件で、その予定でしたが、事業を成功させるために優れた事業者を選びたい、ということから急遽、公募型プロポーザル方式で事業者を選考することになりました。そのような事情により、事業が3か月遅れの状況です。</p>
<p>D委員 事務局</p>	<p>事業者は、プレゼンテーションの資料をどのように作成するのでしょうか。今回は課題として、「あんこ」についてのマニュアルを作るよう指示があります。資料7の「様式5 提案書」に記載のとおりです。</p>
<p>委員長</p>	<p>区長の記者発表では、50店舗実施すると発表していますので、「50店舗実施」という方針に変更はありませんね。</p>
<p>A委員</p>	<p>1店舗1商品で50店舗ということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ただ、例えば30店舗手を挙げたところがあったとすれば、30店舗50式、等という場合があってもよいと思います。ただ、1店舗で25式、等極端な例は、想定していません。</p>
<p>事務局</p>	<p>「資料4 仕様書」の成果品についてご検討いただきたいと思います。「印刷物をA4版12枚程度」との記載になっていますが、オーダーメイドマニュアルの形式は店舗によって異なってくるので、どのような記載にすればよろしいでしょうか。</p>
<p>B委員</p>	<p>これは、「参考資料 マニュアル (例)」のとおり、A4版3ページ程度ということではないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのように修正します。</p>
<p>委員長</p>	<p>他の自治体では例のない、初めて実施される事業の最初の例として、きちんとしたものを作る必要がありますね。</p>
<p>C委員</p>	<p>この事業は、今年度限りの事業ということではないですね。</p>

事務局	今年度限りではないと考えています。ただ、今後、事業の形が変わってくる可能性はあります。
委員長	そうですね。世の中の動きに合わせて、例えばマニュアルが紙ではなく、デジタルになる等、もっと進んだ形のを求められるかもしれませんね。
A委員	「英語対応力」ということでは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、産業・地域振興支援部だけではなく全庁的に取り組んでいくことになるかもしれませんね。
D委員	確かに、2020年を見据えて、各方面で英語の通訳ボランティアは非常に人気で、人が集まっていると聞きます。どのような形であれ、オリンピック・パラリンピックに関わりたいという方が多いようです。
委員長	募集要項、仕様書、様式等についてのご意見、ご指摘は、以上でよろしいでしょうか。それでは、事務局は必要な修正を施すよう、お願いします。
	<p>3 事業候補者選考基準（案）について</p> <p>（事務局から資料5及び資料6説明）～詳細省略～</p>
委員長	説明があったとおりですが、委員の皆様には、「資料6 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託採点基準表(案)」を使用して、第2回の選考委員会までに採点をしていただくこととなります。基準や配点について、意見交換をしていきたいと思えます。
A委員	評価係数がありますが、それは「資料5 港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務事業候補者選考基準(案)」に記載すべきではないでしょうか。×1から×6まで、係数が大きいほど重要ということになるとは思いますが、どの項目がどの係数なのかということは予め示しておく必要があると思えます。基準の表に、係数の列を追加してはいかがでしょうか。
事務局	そのように修正します。
A委員	区外事業者については、一次審査と二次審査のどちらからも5パーセント減点するという点で間違いはないですか。
C委員	はい。他の選考でもそのとおり実施しています。区ではそのような方針です。
A委員	厳しいですね。また、一次審査と二次審査の配点割合についてですが、どのような理由に基づくのか、説明をお願いします。
C委員	そうですね。スタンダードが一次と二次で2：1とされている中で、なぜ1.5：1なのか理由が知りたいです。
事務局	この事業では、店舗に伺ってヒアリングや講習を行うことになっているため、事業者のパーソナリティについてもしっかりと審査を行う必要があるという趣旨で、このような配点割合にしています。
C委員	二次審査を重視するという趣旨で、スタンダードの2：1よりも、1.5：1と、二次審査の割合を高くしているということですね。

事務局	はい、そのとおりです。店舗の方が気持ちよく話していただける、そしてその思いをきちんと引き出すことができる事業者であるかどうかということ を重視するため、二次審査の比重を大きくしています。さらに、「店舗 に対し誠実できめ細かな対応をすること、着実かつ円滑に業務を遂行する ことが期待できるか」という項目について、係数を×6として、配点を高く しています。パーソナリティ、ひととなりというものについて重視するた めです。
A委員	二次審査でプレゼンテーションを行う人物について質問です。施設管理等 の場合は、「必ず責任者が行うこと」というように限定しているようです。 プレゼンテーションのプロが出てきてしまうと、今お話にあった、実際に 作業する方のひととなりが見えなくなってしまうのではないのでしょうか。
事務局	それでは、プレゼンテーションを行う人物は、責任者に限定したいと思 います。
D委員 事務局	プレゼンテーションの仕方について、決まりはあるのでしょうか。 募集要項では、プレゼンテーションが15分程度、委員による質疑が20 分程度としています。
A委員	プレゼンテーションに使う資料については、どうですか。使用するのは一 次審査の際に提出した資料のみで、持ち込みはなしとしますか。それによ っては、事業者がプレゼンテーションの準備にかかる時間が変わってきま すね。
B委員	パワーポイントの使用は認め、プレゼンテーションは、基本的には一次審 査の際に提出した資料で行っていただきます。「追加の資料」というと色々 な疑義が出てくるとお思いますので、「補足するための資料」については持ち 込みを認めるということで、いかがでしょうか。
委員長	それでは、指摘のあった部分については、以上のとおり追記するとい うことにしましょう。
C委員	「資料7 様式」の様式3-1で、事業者に「本業務を遂行する際の人員体 制」について記載してもらうことになっていますね。そして、「様式5 提 案書」においても同じ内容を記載してもらうのですか。
事務局 C委員	はい。様式3-1は、様式5と照らし合わせられるようにしています。 一次審査I事業候補者の評価において参照する資料としては、様式3-1 は必要ないのではないのでしょうか。
事務局	そうですね。参照資料については、I事業候補者の評価では様式3-2、 3、II提案の評価では様式3-1と修正します。
C委員	全体の150点のうち、I事業候補者の評価が10点、II提案の評価が6 0点、III課題の評価が75点となっていますね。最も配点が高いのは、III 課題の評価ということになります。翻訳の能力を重視したいということか ら考えると、配点の係数は妥当なのではないでしょうか。III2内容の工夫は翻訳の

	能力とは関係のないところですが、係数が×5となっています。一方で、Ⅱ3翻訳については、×3となっていますね。また、翻訳を重視するのであれば、仕様書に、ネイティブチェックを入れる等、翻訳の体制を規定した方がよいかもしれません。その点について、議論する必要があると思います。
委員長	そうですね。翻訳を重視するということから考えると、Ⅲ3翻訳の的確性については係数が×5となっていますが、Ⅱ3翻訳については係数が×3ですね。
事務局	仕様書では、ネイティブチェックを義務付けてはいません。確かに、ご指摘のとおりだと思います。事務局としては、課題の仕上がり具合を見ることが、能力判定の方法として最適だと考えました。翻訳の体制がきちんと整っていないければ、よい成果品を完成させることができないだろうということです。
C委員	懸念しているのは、翻訳の体制が整っていないところが、その他のところで点数を挽回して、選ばれる可能性があるのではないかとということです。
事務局	そうですね。総合点でたまたまひっくり返ってしまうということは考えられますね。
D委員	ネイティブチェックを入れない事業者があるのでしょうか。
C委員	ネイティブチェックにこだわるわけではないですが、正確性にはこだわった方がよいですね。
委員長	Ⅲ2内容の工夫は、マニュアルの見栄えの評価というところだと思うのですが、係数が×5になっています。重要視すべきⅡ3翻訳についての係数が×3なのですね。
C委員	重要視すべき項目の位置づけとして、それは妥当だといえるのでしょうか。
委員長	それでは、Ⅱ3翻訳についての係数と、Ⅲ2内容の工夫の係数を、入れ替えるというのはいかがでしょうか。
	(全委員異議なし)
委員長	係数の高い項目の点数が低いと、事業者にとっては致命的ですよ。
C委員	Ⅲ1内容の的確性のところに、「表現や単語の選び方、使い方に違和感や誤用がないか」とありますが、英語のおぼつかない委員がそのような点を評価してしまっても、問題はないのでしょうか。
事務局	マニュアルは、日英併記となっています。委員によっては、日本語だけを見て判断していただいて構いません。
D委員	実際の買い物客の中には、英語を第二外国語とする外国人の方もいらっしゃいます。そのような方の目線に立って、評価すればよいのではないのでしょうか。
C委員	「誤用」の文言については削除した方がよいのでしょうか。
A委員	今回重視するのは、商品に関する意味合いをいかに上手に伝えられるかと

	<p>ということですね。そうすると、翻訳の正確さよりも、工夫ということの方が重要なのかなと思います。映画の台詞を例にしても、後々語り継がれるような、非常に巧みな翻訳がされることがありますよね。</p>
D委員	<p>確かに、正確に翻訳されているものであっても、意味が全く伝わらないということがあります。ネイティブチェックを入れる意義は、その点にあります。正確さよりも、伝わるかどうかということは、重要です。</p>
事務局	<p>そうですね。例えばあんこの歴史を説明するにあたって、「鎌倉時代」という説明の仕方は減点になると思います。何百年前、と言わないと外国人には通じません。そこで、委員の皆様には、外国人になったつもりで日本語の内容を見ていただければよいのではないかと思います。「誤用」の文言についてですが、英語の能力に長けた委員の方もいらっしゃいますので、削除はしなくてよいと思います。</p>
A委員	<p>英語の能力に長けた委員の方と、英語がおぼつかない委員が同じ採点表を使うということには、問題ないでしょうか。</p>
事務局	<p>各委員によって基準が異なることは、問題ないと考えています。</p>
D委員	<p>中学校レベルの英語表現で作ってもらうというのはいかがでしょう。単語については、もし誰も知らないようなものであれば、減点になると思います。分かりやすく、平易な英語で書いてあるものが理想です。そうすると、英語がおぼつかない委員が見て、表現や単語に分からないものがある場合は、あまりよくないということになりますね。</p>
A委員	<p>また、文章が長いというのもよくないですね。</p>
委員長	<p>そうですね。後ろから戻るような、関係代名詞等を使った文章もよくないですね。</p>
D委員	<p>IV見積書の評価についてはいかがでしょう。そもそもの予算規模が小さいので、見積価格に対する配点は低くてもよさそうですね。</p>
事務局	<p>参考伺います。事業者にとって、煩雑な課題をこなし、厳しい選考をくぐり抜け、得られる報酬もそれほど高くない、この事業を受託するメリットというのは、どのようなことが考えられるのでしょうか。営利を追求するためなのか、港区のためにという献身的な思いなのか、どのような事業者の意図が考えられるのでしょうか。</p>
委員長	<p>日本文化を英語できちんと伝えることができない、伝える方法を模索しているという人は多く、最近では、そのような術を学ぶための講座が開かれるようになりました。世の中で、日本文化を分かりやすく的確に伝える技術を求めている人は多いのです。多くの店舗を回り、経験を積むことによって、そのような術を身に着けることは、事業者にとって、長い目で見た時に、大きなメリットになるのではないかと考えています。</p>
	<p>そうですね。この事業に価値観を見出して、参加していただきたいものです。例えば、マニュアルの一つ一つに、事業者の広報手段として、事業者</p>

	<p>名前を記載する権利を与える等ということを考えても、よいかもしれませ んね。また、この事業を受託したことを、今後の実績として宣伝して、他 の業務に活かしていただければよいですね。</p> <p>指摘のあった箇所については、事務局で検討の上、修正をお願いします。</p>
	<p>4 プロポーザル実施スケジュールについて (事務局から資料7説明)～詳細省略～</p>
事務局	<p>日数はあるように見えますが、9月は連休を挟むため、非常にタイトなス ケジュールとなっています。</p>
A委員	<p>二次審査から、結果通知と業者選定委員会までの期間を長くとりすぎでは ないですか。</p>
C委員	<p>確かに通常、結果通知は二次審査後、速やかに行うはずです。</p>
B委員	<p>このようにタイトなスケジュールで行っているので、11月ではなく、1 回早い10月末の業者選定委員会にかけることができるのではないでしょ うか。</p>
A委員	<p>そうですね。むしろ、契約が遅れ、事業実施時間が短くなることの方が心 配ですね。</p>
事務局	<p>それでは、スケジュールを修正し、10月22日(木)の業者選定委員会 にかけることにします。</p>
委員長	<p>スケジュールについては、以上でよろしいでしょうか。</p>
	<p>5 その他</p>
委員長	<p>それでは、その他に事務局から連絡事項等がありますか。</p>
事務局	<p>今後のことにつきましては、追って皆様にご連絡いたします。</p>
委員長	<p>委員の皆様からも、特に何もないようですので、これにて閉会いたします。 長時間に渡りまして、ありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: right;">以上</p>